

令和4年度第1回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年4月8日（金）午後1時31分 から 午後2時40分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員 3番 栗島 和子

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

報告第 1 号 農業委員会事務局職員の任命について

報告第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

4、議案

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 3 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

5、報告

報告第 3 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 5 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

報告第 7 号 非農地判断について

6、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長

横田 実

農地調整課長

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ課長補佐

高島 満

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

板橋 淳也

農地調整課庶務調整グループ主任

信田 啓太

7、会議の概要

議 長

只今より、令和4年度第1回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、22名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。
なお、欠席の報告がありました委員は、3番 栗島和子委員です。
会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、信田主任の諸君を指名いたします。
本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。
なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。
次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、5番 寺内委員と6番 岩淵委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、報告第1号、「農業委員会事務局職員の任命について」の報告を事務局よりお願いします。

横田局長
菊地課長

菊地課長より報告いたします。
それでは議案書の1ページになります。
報告第1号、農業委員会事務局職員の任命について、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。2ページをお願いいたします。
農業委員会事務局職員の任命について、職名、氏名の順に読み上げさせていただきます。農業委員会事務局長 横田実、農地調整課主任 板橋淳也、以上2名が新たに任命された職員です。その他は引き続き、課長 菊地、そして課長補佐 高島、渡邊係長、信田主任、また事務所の方におります、廣瀬主事、柴山主事、大塚主任は現在育児休業中ですが、今月の28日から復帰いたします。以上9名が令和4年度の事務局の体制でございます。よろしく願いいたします。以上です。

議 長

報告のとおりでございます。
それでは、新たに着任されました職員を代表いたしまして、横田局長より挨拶をお願いします。

横田局長

それでは、今回の4月1日付け定期異動によりまして、事務局を担当させていただきます横田実と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。そしてもう一人、板橋主任の方は、農政課より異動してまいりました。二人とも農業委員会は初めてでございますので、皆様方のご指導を仰ぎながら一生懸命努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」

を事務局より説明をお願いします。

横田局長
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

それでは議案書3ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

この取下げについては、議案書6ページ議案第1号、受付番号1番の案件になっております。3月11日付けで取下げ願いが提出されました。取下げ理由については、譲受人を変更することになったため取り下げるものです。こちら7ページの11番が変更後のものとなっております。以上でございます。

議 長

報告のとおりでございます。議案書6ページ、議案第1号、受付番号1番の削除をお願いいたします。

次に、日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号5番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに受付番号5番は、12番議席 赤城委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時37分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

横田局長
板橋主任

板橋主任より説明いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可について、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：5番、譲受人：筑西市赤浜、譲渡人：水戸市上国井町、申請土地の表示：高津字内野、台帳地目：田、現況地目：田、面積：524㎡、外3筆、合計4筆、合計面積3,283㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：8,390a、従農者数：1（1）、譲渡人の経営面積：255a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号5番について、調査委員の報告をお願いします。

小野田
勝男
委 員

22番、小野田です。

ナンバー5の案件についてご報告いたします。受人さんはですね、明野地区では有数の大規模農家であり、渡人さんは、県の振興公社というようなことで、何ら問題はありませんので、許可相当と判断しました。皆様方の更なるご審議

をよろしく申し上げます。以上。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第1号、受付番号5番を採決いたします。

議案第1号、受付番号5番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第1号、受付番号5番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、12番議席 赤城委員の除斥を解きます。

午後1時41分 解除

つづいて、受付番号2番及び3番並びに、6番から21番について、事務局より説明願います。

横田局長
板橋主任

板橋主任より説明いたします。

まず、1番は取下げとなります。

2番、筑西市大塚、筑西市大塚、大塚字坂下、畑、畑、456㎡、贈与、63a、2(2)、26a。

3番、筑西市舟生、筑西市舟生、舟生字上木有戸、畑、畑、448㎡、外5筆、合計6筆、合計面積9,076㎡、贈与、同一世帯、6(1)、67a。

4番は保留となります。

6番、筑西市徳持、水戸市上国井町、上川中子字高田、田、田、509㎡、外3筆、合計4筆、合計面積3,091㎡、売買、2,238a、5(4)、255a。

7番、結城市大字結城、筑西市上平塚、上平塚字庚申山、畑、畑、991㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,288㎡、売買、60a、2(1)、54a。

8番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字拾六番耕地、畑、畑、503㎡、売買、282a、2(2)、70a。

9番、筑西市野殿、水戸市上国井町、西榎生字浅間、田、田、2,477㎡、外2筆、合計3筆、合計面積4,354㎡、売買、19,696a、1(1)、255a。

10番、筑西市上野、筑西市辻、藤ヶ谷字西田、田、田、761㎡、外1筆、合

計2筆、合計面積1,678㎡、売買、2,484a、4(3)、53a。

11番、筑西市小栗、筑西市蓬田、小栗字薄内、田、田、1,832㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,109㎡、売買、89a、1(1)、96a。

12番、下妻市江、つくば市倉掛、上野字塚下、田、田、959㎡、売買、886a、4(3)、10a。

13番、筑西市中上野、筑西市中上野、中上野字東橋下、田、田、3,746㎡、売買、1,418a、5(3)、157a。

14番、筑西市玉戸、筑西市玉戸、玉戸字山ヶ島、畑、畑、218㎡、外5筆、合計6筆、合計面積3,167㎡、贈与、同一世帯、4(2)、56a。

15番、筑西市海老ヶ島、筑西市吉田、吉田字北論田、畑、畑、2,924㎡の内2,770.40㎡、賃貸借、0a、2(2)、40a、新規就農。

16番、筑西市海老ヶ島、筑西市中根、中根字台、畑、畑、985㎡、外2筆、合計3筆、合計面積3,077㎡、賃貸借、0a、2(2)、73a、新規就農。

次のページをお願いします。

17番、千葉県長生郡睦沢町大上、筑西市布川、森添島字南宿、畑、畑、286㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,008㎡、売買、84a、1(1)、173a。

18番、千葉県長生郡睦沢町大上、筑西市森添島、大谷字清太郎、畑、畑、2,100㎡、外1筆、合計2筆、合計面積3,250㎡、売買、84a、1(1)、2,558a。

19番、千葉県長生郡睦沢町大上、筑西市女方、女方字豆下、畑、畑、993㎡、売買、84a、1(1)、14a。

20番、千葉県長生郡睦沢町大上、筑西市女方、女方字豆下、田、田、1,090㎡、売買、84a、1(1)、28a。

21番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字拾五番耕地、田、田、782㎡、外3筆、合計4筆、合計面積3,558㎡、売買、791a、6(4)、130a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

永井尚子
委員

19番、永井がご報告させていただきます。

3月28日、書類審査を行い、後日、受人、渡人兩名に電話確認をいたしました。受人の経営規模拡大のための契約であり、双方とも内容に間違いのないことです。ただ、申請土地の隣の土地に、受人所有の農地がありまして、そこに大量の材木などが置いてある状態です。経営規模の拡大という理由に鑑み、材木の撤去を要請し、念書を頂き、今年9月30日までに撤去の確約を頂いております。皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

3番をお願いします。

齊藤一弥
委員

13番、齊藤です。

3月28日、関城支所におきまして、書類審査を行いました。譲渡人と後日、直接会う機会がありましたので、お話を聞かせていただきました。譲渡人が高

齢になったために、娘婿である譲受人に生前贈与するということでした。問題ないかと思えます。許可相当と思われませんが、皆様のご審議、よろしく願います。

議長 6番をお願いします。

大林富子 11番、大林です。

委員 6番について報告いたします。先月28日に書類審査を行い、後日、受人に電話にて確認いたしました。米作りを中心に家族で協力して進めるということで、契約内容にも間違いのないことでした。渡人は、県の公社なので問題ないかと思えます。書類等に不備もなく許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議の程、よろしく願います。

議長 7番をお願いします。

國府田 9番、國府田です。

委員 3月28日に書類審査いたしまして、その後、電話で確認いたしました。渡人の方は、母親と2人で農業をやっていたのですが、母親が亡くなりまして、畑を中心に今までやっていたので、田んぼは、どうしても作りきれないと申しておりまして、たまたま隣の受人の方から譲っていただけないかというお話がありまして、両方とも円満にこの売買が成立したということです。許可相当と思われまますので、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 8番をお願いします。

蓮沼俊男 16番、蓮沼が報告します。

委員 8番と21番を報告させていただきます。まず8番ですが、書類審査した後に電話をしたのですが、まず渡人の方には3度ほど電話をしても振込み詐欺対応のアナウンスが流れまして、なかなか用件を伝えても電話をもらえなかったもので、受人の方に電話をしたところ、渡人の方は90歳を過ぎている高齢の方なので、なかなか電話に出る可能性は少ないですよと言われてました。受人は、野菜の育種の品種改良などをする会社を経営いたしておりまして、今回の申請の土地が農場のすぐ隣にあったということで、隣接する土地なので購入をしたということでもあります。次に21番ですが、先月に続いての申請なのですが、渡人はかなり高齢で後継者もないということで、このところ土地の売却を考えていて、近所の方であり地域の担い手である受人の方は、規模拡大ということで、合意が成立して、今回の申請になったということでもあります。2件共、許可相当かと思われませんが、更なる皆様の審議をよろしく願います。以上です。

議長 9番をお願いします。

柴保
委員

2番、柴です。

去る28日、書類審査をしまして、その後、確認いたしました。受人は大規模経営を行っておりまして、公社との売買です。規模拡大ということでありまして問題はないと思います。許可相当と思われます。更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

10番をお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。

10番と12番を報告いたします。過日、書類審査をしまして、後日、双方に電話連絡をし、聞き取りをいたしました。その結果、10番の譲受人は、旧関城地区でも大規模経営をしている法人農家です。現在、譲渡人の農地を作っているようで、片方が規模縮小、片方が規模拡大ということで今回の申請になりました。次に12番ですが、譲受人は、やはり私たちが住んでいる、まあ、地域は下妻市江となっていてすぐ隣の集落の方で、当地で肥料を販売及び米麦の収穫業者を大きくやっている商売人です。ここ数年、借地の水稻を増やして、水稻栽培にも力を入れているようです。それで今回、譲受人の土地を購入、やはり規模拡大、片方が規模縮小ということで、今回の申請になりました。双方共に、申請書に間違いのないことをご報告いたします。以上です。

議長

11番をお願いします。

秋山員宏
委員

10番、秋山です。

3月29日に書類審査を行いまして、譲受人、譲渡人に会ってお話を伺ってまいりました。今回申請の土地ですが、受人が耕作している南側の土地で、進入路が狭くて大型機械が入れないという土地でありました。受人と渡人は、古くからの友人で、この土地の話をしていましたら、売ってもいいよということになりまして、売買の話がまとまったということです。許可相当かと思いますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

13番をお願いします。

小野田
勝男
委員

22番、小野田です。

先月の29日にですね、明野支所で農業委員さん全員、農地利用最適化推進委員さんも全員出てくれまして、書類の審査をいたしました。書類の方は、何の不備もなかったことをまず以ってご報告いたします。それでは13の案件ですが、受人さんは、大規模農家に属する方でございます。畦畔を隔てて隣に農地を持っている渡人さんが、高齢になってきたので買ってほしいということをお願いをして、売買になったそうです。続けて15番、16番についても報告させていただきます。15番、16番の案件ですが、受人さんは同じ方で、新規就農

をしたいというようなことで 15、16 番の農地を賃貸借で借り受けるということで、頑張っていきたいんですというような話でした。更なる皆様方のご審議をお願いしまして、報告といたします。以上。

議 長 14 番をお願いします。

関口均 15 番、関口です。

委 員

14 番について説明いたします。先月 28 日に書類審査をし、その後、電話で確認いたしました。この案件は、親から子への贈与ということで問題ありません。また、提出されました書類にも間違いがないことも確認いたしました。よって当案件は許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 17 番をお願いします。

國府田 9 番、國府田です。

喜久男

委 員

同じく 28 日に書類審査いたしまして、双方に電話で確認いたしました。17 番、18 番の受人の方は同一で、規模拡大を行っているということです。17 番の渡人の方は、同じ集落の方でして、畑となると手間がかかってしまうことからあまり力を入れられないということです。次に 18 番の渡人の方は、やはり私と同じ集落の方でして、田んぼを大きくやっているのですが、畑はどうしても草が生えてしまったり、或いは農作物そのものの作物がなかなかできないということでいたところ、受人の方が是非買いたいという話になったそうで、この状況が確立いたしました。いずれも許可相当と思われしますので、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 19 番をお願いします。

宮山繁治 17 番、宮山です。

委 員

私からは、19 番と 20 番を報告いたします。3 月 28 日に書類確認してあります。その後、後日、本人確認してありますが、19 番と 20 番は、同じ関連の売買であります。買受人の方はですね、17 番、18 番の案件と同じでありまして、農業の会社であります。19 番と 20 番の渡人は姉弟でありまして、両者間違いのないことでした。許可相当と思われまして、更なるご審議をお願いいたします。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた

します。

議案第1号、受付番号2番及び3番並びに、6番から21番を採決いたします。

議案第1号、受付番号2番及び3番並びに、6番から21番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第1号、受付番号2番及び3番並びに、6番から21番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

信田主任より説明いたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可について、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、譲受人：筑西市玉戸、譲渡人：筑西市西方、申請土地の表示：西方字大海道西、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：382㎡、契約内容：売買、転用目的：自己住宅。

申請地は、県道谷和原筑西線の西側約932m、関東鉄道常総線大田郷駅の北東側約220mに位置する、概ね300m以内に鉄道の駅がある第3種農地です。申請者は、現在市内の実家にて両親と妻と子で同居しております。今回、子の成長に伴い、手狭であることから自己用住宅の建築をすべく申請するものです。

2番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字桜塚、畑、畑、493㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、飛行場通りの東側約658m、県道明野間々田線の北側約1.2kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在妻の実家にて6人で生活しております。今回、子の成長に伴い手狭であることから自己用住宅の建築をすべく申請をするものです。

3番、筑西市市野辺、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字新田、畑、畑、498㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、県道明野間々田線の北側約320m、筑西市立関城東小学校の北西側約311mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在市内の借家にて妻と子の3人で暮らしております。子の出生、成長に伴い手狭になってきたことと、両親の将来を考慮し実家の近くに住宅を建築すべく申請するものです。

4番、牛久市下根町、筑西市野殿、野殿字深作、畑、畑、498㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、県道谷和原筑西線の北西側約246m、関東鉄道常総線大田郷駅の東側約788mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が

横田局長
信田主任

確保できます。申請者は、現在、市外の借家にて妻と子の3人で生活しております。子の成長に伴い、自己用住宅を建築すべく計画していたところ、申請地は申請者の祖父より贈与を受けることができ、開発許可の要件もそろそろ土地であるため、申請するものです。

5番、筑西市乙、筑西市乙、二木成字鳥見塚、畑、畑、140㎡、贈与、資材置場。

申請地は、茨城県合同庁舎の北西側約100m、国道294号線の東側約302mに位置する、茨城県合同庁舎から概ね300m以内の第3種農地です。申請者は、市内で建設業を経営しております。今回、資材置場を新設すべく計画していましたが、父より申請地を譲り受けられることになったため申請するものです。

6番、筑西市西方、筑西市甲、一本松字八幡台、畑、畑、406㎡、売買、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約470m、国道294号線の東側約1kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内の借家にて妻と子の4人で生活しております。今回、子の成長に伴い借家では手狭であるため自己用住宅を建築すべく申請するものです。

7番、筑西市西方、筑西市甲、一本松字八幡台、畑、畑、89㎡、外1筆、合計2筆、合計面積151㎡、売買、進入路、持分の一部移転。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約470m、国道294号線の東側約1kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、番号6番で自己用住宅を申請するものです。自己用住宅申請にあたり住宅建築予定地への進入路として当該地を使用したいと交渉したところ、地権者自身が建築地西側の農地への進入路として使用するため持分を残しておきたいとの要望があったため、持分の取得により進入路として使用すべく申請するものです。

8番、筑西市成田、東京都中野区本町4丁目、成田字成田、田、墓地、481㎡、使用貸借、共同墓地。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約256m、県道筑西つくば線の東側約406mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、成田地内の共同墓地の管理を行っております。以前許可を受けた範囲を超えて墓地敷地として使用していることが判明したため、是正すべく申請するものです。なお上申書が添付されております。

9番、筑西市八丁台、筑西市柳、柳字三王山、畑、雑種地、175㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、水戸線新治駅の南側約405m、県道つくば真岡線の西側約584mに位置する、概ね500m以内に鉄道の駅がある第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は、現在市内の借家にて妻と2人で暮らしております。今回、既存の宅地に建替えを予定していましたが、進入路が確保されていないことが発覚し、新たに住宅の敷地として進入路を設けるべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

瀬端洋
委 員

23番、瀬端でございます。

1番と4番につきましてご報告申し上げます。まず1番ですけれども、去る3月28日に書類審査並びに現地調査を行いました。渡人はですね、土地を売りに出しておりました。その土地を受人が買うことになりまして、受人の方は、今実家の方に住んでおり、家が手狭になりまして、土地を探していたということでございます。どちらにも不備はなく、相違ないという話でございました。それから4番につきましては、渡人の方は、受人の祖母でございまして、孫が今、借家に住んでおり、手狭になりまして、新居を造るために土地を探しているということを聞きまして、祖母の土地を贈与というかたちで譲り受けたということでございます。双方共に書類にも現地にも不備はなく、許可相当かと思われませんが、更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

2番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14番、宮崎が報告します。

3月28日、現地調査及び書類審査を行いました。2番、3番の案件につきましては、譲渡人、譲受人は共に親子であり、新居を新築するというところで、6戸連坦も確認できますので許可相当と思います。皆様の更なるご審議をよろしくお願いします。

議 長

5番をお願いします。

宮山繁治
委 員

17番、宮山です。

5条の5番ですが、贈与の件で提案します。3月28日に書類と現地を確認した後日、本人確認してあります。受人と渡人は、同一家族であってですね、親子関係であります。建築業におきまして、今回、資材置場として必要なもので、転用をしたいとのことでありました。許可相当と思われれます。更なるご審議をお願いいたします。

議 長

6番をお願いします。

関口均
委 員

15番、関口です。

関連性がありますので、6番、7番を一緒に説明いたします。先月28日に書類審査をし、現地確認を行いました。現地は、西側に道路があり、その周りは建物が建っており、問題のない場所であります。6番の受人が住宅を建てるということで、7番の畑はその進入路であります。双方に電話確認をし、提出された書類に問題のないことを確認いたしました。故に、当案件は許可相当と思

われますが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 8 番をお願いします。

永井尚子 19 番、永井が報告させていただきます。

委 員 3 月 28 日に書類審査を行い、後日、組合長本人に電話で確認いたしました。この申請に間違いのないこととでございます。皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 9 番をお願いします。

蓮沼俊男 16 番、蓮沼が報告します。

委 員 3 月 29 日に書類を審査しまして、協和地区の委員 7 名で現地確認を行ってきました。今回の受人と渡人は親子関係でありまして、実家の隣に新たに家を建てるどころ、進入路がなかったもので、今回の土地を進入路ということで申請したわけでありまして、何ら問題ないかと思われまます。皆様の更なる審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 2 号を採決いたします。

議案第 2 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 2 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 3 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 信田主任より説明いたします。

信田主任 議案第 3 号、現況確認証明（非農地証明）について、令和 4 年 4 月 8 日提出、

筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、申請人：筑西市蒔田、申請土地の表示：蒔田字椿の宮、台帳地目：田、現況地目：宅地、面積：62㎡、現況：住宅敷地。

申請地は、県道高田筑西線の西側約1km、国道294号線の東側約1.2kmに位置する土地です。昭和55年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。

番号2番、筑西市小栗、小栗字井出境、田、宅地、186㎡、住宅敷地。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約32m、筑西市立小栗小学校の南側約1kmに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。

番号3番、水戸市元吉田町、宮後字前畑、畑、山林、744㎡、山林、もう一筆ございます。宮後字前畑、畑、宅地、68㎡、住宅敷地、合計2筆、合計面積812㎡。

申請地は、筑西市立長讃小学校の北側約426m、県道東山田岩瀬線沿いに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。

番号4番、筑西市柳、柳字三王山、畑、山林、1,109㎡、山林。

申請地は、水戸線新治駅の南側約385m、県道つくば真岡線の西側約597mに位置する土地です。平成13年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

柴保
委員

2番、柴です。
去る3月28日に現地調査をしましてまいりましたが、年数も随分経っておりまして、非農地証明、許可相当と思われれます。更なるご審議をお願いいたします。
以上です。

議長

2番をお願いします。

秋山員宏
委員

10番、秋山です。
先月29日、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員で、書類審査、現地確認をしましてまいりました。また当日には、ご本人にもお会いできました。書類、また現況を見ましても20年以上経過しているということで間違いありませんので、許可相当かと思えます。更なる皆様の審議をお願いいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

蓮沼俊男

16番、蓮沼が報告します。

委員

(4番を報告)

3月29日、協和地区の委員全員で現地を確認してきました。今回、この申請土地を見に行ったのですが、竹林状態で足の踏み場も入れない状態で、20年以上この状態です。非農地証明書は発行可能かと思われます。更なる審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、これは4番ですね。

蓮沼俊男
委員

はい、4番の報告です。すみません。勘違いで4番の報告を先にしました。

議長

3番をお願いします。

小野田
勝男
委員

22番、小野田です。

小野田が3番をご報告いたします。3月29日にですね、書類審査等をいたしまして、明野地区の委員全員で現地を確認に行きました。畑の部分がですね、分筆をされていまして、完了もしているということで、まして平成10年の航空写真で現地が確認されていますので、全員が許可相当だという判断をいたしました。更なる皆様方の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第3号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

横田局長

高島補佐より説明を申し上げます。

高島補佐

議案第4号、議案書の13ページをお願いいたします。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和4年6月1日となります。現況地目は田、畑です。更新分はございませんので、新規の10年以上のみになります。契約件数39件、筆数88筆、面積178,384㎡となっております。詳細につきましては、15ページから20ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第4号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」を決定することに、決しました。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

横田局長

高島補佐、農政課野口補佐より説明いたします。

高島補佐

議案第5号、議案書の21ページをお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。農政課 農口補佐より説明いただきます。

野口補佐

農政課の野口です。よろしくをお願いいたします。議案第5号について説明させていただきます。23ページ、農用地利用配分計画（案）の総括表をご覧ください。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受

けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用配分計画の（案）を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付につきましては令和4年6月1日が契約開始日でございます。総括表は、合計のみ朗読させていただきます。3年未満の契約につきましては、件数2件、筆数3筆、面積14,161㎡。6年以上10年未満の契約につきましては、2件、3筆、4,517㎡。10年以上の契約につきましては、39件、88筆、178,384㎡。合計は、43件、94筆、197,062㎡でございます。次ページの24ページから30ページが明細でございます。詳細の読上げは省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案どおり農用地利用配分計画（案）に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第5号は原案どおり、農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、決しました。

次に、日程第5、報告第3号から第7号を、事務局より説明願います。

横田局長
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は4件です。

つづきまして報告第4号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の農地転用届出です。届出件数は、自己住宅1件です。

つづきまして35ページ、報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。住宅用地1件、宅地分譲1件、建売住宅1件、進入路1件、自己住宅2件、賃貸住宅1件、駐車場3件、共同住宅1件、合計11件です。

つづきまして、38ページになります。報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約9件を含む44件です。

つづきまして、報告第7号になりますが、お手元に配布してあります右上に別紙と書かれた報告第7号の書類をご用意ください。報告第7号、非農地判断について、令和4年4月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。こちら裏面をご覧くださいと思います。

こちらは、遊休農地等調査において再生利用が困難な農地と認められたものについて農地に該当しないとみなし、非農地判断を行ったものになっております。先日の現地調査の際に各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様にご確認をいただいた農地を報告しております。詳細の朗読は省略させていただきます。非農地判断された農地については、事務局から地権者、法務局、市資産税課、農政課並びに水田農業振興課等の関係機関に通知を発出いたします。報告は以上となります。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和4年度第1回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和4年4月8日

議 長

署名委員

署名委員